

平成 20 年 6 月

太宰府市議会環境厚生常任委員会
会議録

平成 20 年 6 月 18 日

福岡県太宰府市議会

1 議 事 日 程

〔平成20年太宰府市議会第2回（6月）定例会 環境厚生常任委員会〕

平成20年6月18日

公聴会終了後

於 全員協議会室

日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

2 出席委員は次のとおりである（6名）

委員長	中 林 宗 樹 議員	副委員長	安 部 陽 議員
委員	不 老 光 幸 議員	委員	安 部 啓 治 議員
”	藤 井 雅 之 議員	”	原 田 久 美 子 議員

3 欠席委員は次のとおりである

な し

4 太宰府市議会委員会条例第18条により説明のため出席した者の職氏名（10名）

市民生活部長	関 岡 勉	健康福祉部長	松 永 栄 人
市民課長	木 村 和 美	環境課長	蜷 川 二三雄
人権政策課長	津 田 秀 司	福祉課長	宮 原 仁
高齢者支援課長	古 野 洋 敏	国保年金課長	木 村 裕 子
子育て支援課長	花 田 正 信	保健センター所長	和 田 敏 信

5 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名（3名）

議会事務局長	白 石 純 一
議事課長	田 中 利 雄
書記	浅 井 武

開会 午前11時10分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） 皆さん、おはようございます。

ただいまから、環境厚生常任委員会を再開します。

住居表示に伴う町の区域の設定につきまして、住居表示に関する法律の規定に基づき、変更請求が提出されましたことから、同法第5条の2、第6項の規定により、本日公聴会を開催したところであります。

公聴会を受けまして、早速議題に入ります。

~~~~~

日程第1 議案第51号 住居表示に伴う町の区域の設定について

委員長（中林宗樹委員） 日程第1、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」を議題とします。

公聴会では、賛成、反対それぞれ3名の公述人の方にご出席いただき、ご意見を伺いました。

つきましては、公聴会でお聴きしたご意見も参考にさせていただき、質疑に入りたいと思います。

質疑はございませんか。

不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 公聴会をお聴きしまして、反対の方の意見が感情的になっていらっしゃるのを感じたのですが、やはり市からの説明が十分されていなかったというのが大きな状況であったということで、住民の方に周知徹底を、今後もまだこういうことが出てくると思うのですが、十分にやっついていかないと、だれしも保守的に旧来のままの方がいいと多くの方が抱いていると思います。それを変更する理由というのはそれなりの合理的理由があってやるわけですので、できるだけそれを十分に説明していただきたいと思います。それなりに執行部として十分にされたと感じていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

市民課長（木村和美） 今回の第16次の分だけにつきましては、平成19年12月13日に第1回の地元の合同役員会を実施しております。本合同役員会というのが、それぞれ両区の区長さん、並びに地元から選出された各2名の合計6名で説明会をしています。それで今日話しがあっただように、住民の方には吉松の共同利用施設で1月18日、1月20日に住民説明会、続けて4月に入りまして、第2回の合同役員会を開いていただいて、ご理解を求めたところでございます。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 今日、公聴会に出席して気がついたのですが、もし住居表示が実施されると、今不老委員からも言われましたが、説明といいますが、実施後の手続きとかがあると思います。その手続きに関しまして、公部類の書き換えとかは市が全般的にされると思いますが、住所変更の

手続きに期限があるものとか、変更は実施日以降でないといけないものをいろいろ調べていただいて、分かっていると思いますが、期限はないが必要な時または異動、更新の時に手続きしていただくものとかを今度変更される人たちに理解をしていただいて説明がされているかどうかの確認をお聞きしたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

市民課長（木村和美） 今回の第16次につきましては、予定では11月の中旬ごろ実施という形で考えているところですが、前回の第15次におきましても過去にも同じような形で、「簡単便利でわかりやすい住居表示がいよいよはじまります」というチラシを、きちんと冊子になっていますが、作りましてご本人が手続きする部分、それから市がする部分とか、そういうことを詳しく載せています。これを配付することになっています。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 今後、何か所か残っているところがありますが、反対者の意見の中に知らなかったという意見が結構ありまして、回覧板等を回しているかどうか実態は分かりませんが、できれば各戸配付のチラシを、説明会を開催するチラシを、回覧ではなくて各戸配ですれば「知りませんでした」ということは言われなと思うのですよね。そういう方法を取り入れることは考えられているのか、もう実施されたんですか。今回も実施されているのですか、各戸配布は。回覧板でしょう。周知の徹底というのはどういう方法でされたのですか。

委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

市民課長（木村和美） 今回の16次については、両区の区長さんと通じまして、回覧をしていると思います。それから、もう一つ関連ですが、説明会等については、当然最初はビデオを使いまして住居表示のやり方をきちんと住民の方に説明して、なおかつ、「新しい住居表示」という冊子を別につくっていますので、これも配付しまして説明してきているという状況でございます。

委員長（中林宗樹委員） 安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 回覧の見落としか何かで全く知らなかったという意見が出ているのではないのかなという気がするのですよ。それにしても口コミで知られたというのもあるとは思いますが、市のためには、やっぱり回覧板だけでは不十分という気はするのですよね。家族の誰か一人が見て、ほかの方は全然見てないとか、で次に回してしまうとか。だからそう経費はかからないと思いますので、今後やる場合は説明会の日程を各戸配付みたいな形に変えたらどうかと思っています。

委員長（中林宗樹委員） 市民課長。

市民課長（木村和美） ご指摘の件につきましては、今後また住居表示をする時点では、区長さんにも十分お願いして各戸配付がベターであれば、そういう形を採りたいと思います。

委員長（中林宗樹委員） 安部陽副委員長。

副委員長（安部 陽委員） ちょっと気づいたのですが、不老委員も言われましたように、反対者に対しての説明が不足と感じたのですが、この図面を見て、関係のところの人たちのみの集会にしているというふうに感じています。それでここに今回反対されているところは、あなた方のところは

関係ないからというふうなことで、後の説明になっているのだろうと思うのですよね。やはりこういう場合全体的な説明会にしてないと、反対は必ずおきるとは承知の上で、それぐらいの大きな気持ちでやってないと、そういうふうな説明不足が出てきていると思うのです。もう一つは、谷川さんでしたか、御笠川のところが心配というようなことも聴いております。これは、おそらく田んぼとかが多いから実施が遅れるということでしょうが、今回の場合は民家が建ちこんできたからこういうふうな実施になりますと、それで早くすれば今までどおりの地番の分け方ようになってきますので、まだ実施はできませんというような、やっぱりそういうものを今日の公聴会で気づきましたので、早目に枝番がでないようなことで遅れますというようなことを一言言っていたいておいた方がいいのではないかと思います。ただ関係者だけを呼んでいるから、今回のような聞いてないあるいは説明不足というような問題が出てくると思いますのでやはり今度の場合が吉松と向佐野全部を一緒にやるという方向にしてないと、と思うのですが。

委員長（中林宗樹委員） 市民生活部長。

市民生活部長（関岡 勉） 今回の議案第51号、第16次の住居表示につきましては大変委員の皆様にはご迷惑をおかけしている部分もあるかと思いますが、この問題は、今回は15次から16次、15次に今、副委員長からお話しが出てます区域、向佐野6組と向佐野5組と向佐野10組、この3組については、向佐野というところで、15次の段階では拡げて呼びかけをしています。ところが自分たちは関係ないというような受け止められ方をされたのかどうか分かりませんが、出席名簿を確認しなければいけません、この中の一部の方も参加をされたのではないかと理解しておりますので、そういうこと中では、ラインが先に引かれておりまして、このラインを動かせるものではないものですから15次の関連が16次になっておりまして、その15次の段階で吉松4丁目もつくっておりますし、そうした大きな流れで、本来でありましたら16次も一緒する予定だったのですが、法務局の方からエリアが広すぎると、分けなさいということでこのラインで切ったということもあるのです。そのようなこともありますので、市としては、先ほどから出ています説明につきましても誠心誠意やったつもりでございますし、市民周知もやったつもりでございますが、結果として今のような状況になっているということでございます。先の話は、なかなかしづらいところがありまして、ある程度市街地が形成をされて、住居を表示すると、田んぼを表示するものではありませんので、住居を表示する段階になった時に手続きを踏んで、ご相談申しあげて、そして今回出ておりますようないろんな反省課題、それについては十分に次に生かしながら、ただもうゴールが間近なんですよ。17次でだいたいゴールではなかるうかと思います。ゴール間近になって、24年経過しまして、そんなふうになってきておりまして、今回出てきている問題は、ずっとどこにでも出てきているような部分もありますので、一生懸命説をしましたが理解を得られなかったという部分もありますので、おそらく5年10年しますと、やってよかったという形になるのではないかとあって、5年先、10年先あるいは100年先の住居の表し方を表示するということを目指しておりますので、そうところで進めて行ければと思っております。

委員長（中林宗樹委員） ほかにございませんか。

これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

安部啓治委員。

委員（安部啓治委員） 私は賛成の立場で討論いたします。

私自身も40年ぐらい前ですか、私の故郷であります町が、まず合併で市名が変わりまして、それで区画整理で元は「西町」と言っていたのですが、東西南北中、「中ちょうさき」となっているのですが、そういうふうに単純に分けられました経験者でございます。

今回、反対者の方々のご意見も聴きまして、長年親しんだ区名に対する感情は理解される気がします。昭和59年ですか。第1次住居表示整備が始まって以来、実際各地で今回のような事例が取り沙汰されてきましたが、今日までの実績を見ますと、例えば緊急車両、医療・介護事業者の送迎等ですね。それから他界関係者等々の利便性、経済的効果は顕著であると思われまふ。先日も当委員会による現地調査においても今回の案は妥当なものと思われることから賛成いたします。

委員長（中林宗樹委員） 原田久美子委員。

委員（原田久美子委員） 私も賛成の立場で意見を述べさせていただきます。反対者の意見を聴けば聴くほど、実際問題ですね、両者の意見を聴いて、私自身の意見を述べるということは率直に難しいということが今の心境でございます。この住居表示制度というものが発案されてから昭和37年に住居表示に関する法律が施行されたと認識しておりますが、やはり今、社会情勢が変わって経済発展とともに市街化が進んだり、全国的に都市で実施されているということを知っていますが、市の方もやむを得ずこの制度を取り入れられたということを知りたいと、今日公述の方が後ろにおられたら、それを言いたかったということと、番号という住所の表わし方で番地の表わし方も必ずしも一戸建てのものを表わしているのではなくて、ある限定された地域を表示しているということを知りたいと思います。それと、土地の番号で表示していた住所を市で定めた基準に基づき順序よく建物に番号をつけていく、それで分かりやすい住所にしたいと、日常生活あるいは経済活動上の便宜を向上させるために理解していただければよかったと思っています。私事になりますけれども、メリットもあると思います。今日の賛成の立場からの公述が全て私も同一の意見なのですが、消防車、救急車とかはほとんどが、早く目的地に着くことができるということで、私も女性消防団に入りまして、独居老人の訪問をするわけですが、地図で番地であつたら、本当にどこに番地があるのか、番地が飛んでいる、今日の公述でも番地が飛んでどこに一人暮らしの高齢者の方が住んでいるかというのが、地図を探すのに苦労したこととか、消防団では火災などが発生したときには、出勤命令がメールで着信するようなシステムになっているのですが、管内に災害が発生したときに日時と災害種別、それと発生場所に太宰府市何丁目何番付近となれば、私もすぐに分かるのですが、太宰府市大字 何番地付近と書かれた場合、そこに着くのになんか遅れたりしたことがあります。実際自分が経験したことです。そういうことを以前も同じように住居表示に伴う町の区域の設定についての公聴会があったということを知っていますが、設定したことで何も問題がなかったということで、以上述べたことをご理解していただき、私の賛成の立場の意見させていただきます。

委員長（中林宗樹委員） 不老光幸委員。

委員（不老光幸委員） 賛成の立場で言います。今日、反対意見の方の公述の中で、感情論、要するにずっとここに住んできて、その以後もこの状態でありたいという感情的なものがありまして、反対するための合理的な意見というのが、感じられなかった部分があります。土地そのものは未来永劫変ることはいわゆる、ただそこに誰が住むかどうかというのは未来永劫保証はできないわけですね、変わるわけです。だから、その表示そのものは感情論だけでは決めることはできないというのを賛成者もそういう意味合いのことをおっしゃっていた。それがやはり合理的なことではないかなと思っております。その場所を出て行きなさいとか、あるいは行政区も変えようとかそういうことでは決してありません。ただ、その住居の表示そのものを変えるということで、これは過去においてもいろいろと感情的なものはどこもあったわけですが、やはりいろんな面の合理性から見て変えざるを得ないというふうになってきているわけで、私としては今回の公聴会において反対する合理的な意見をいただいたというふうには感じられなかったというふうに感じております。

委員長（中林宗樹委員） ほかにありませんか。なければ、これで討論を終わります。

それでは、採決を行います。

議案第51号を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手）

委員長（中林宗樹委員） 全員挙手です。

したがって、議案第51号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

原案可決 賛成5名、反対0名 午前11時32分

~~~~~

委員長（中林宗樹委員） 以上で、当委員会に審査付託されました、議案第51号「住居表示に伴う町の区域の設定について」の審査は、終了しました。

ここで、お諮りします。

今定例会会期中において、本委員会で審査しました全ての審査内容と結果の報告、及び、次回委員会開催までの間、所管調査や行政視察を実施する場合、委員の派遣承認要求書の提出につきましては、委員長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

委員長（中林宗樹委員） 異議なしと認めます。

したがって、本会議中の委員会の審査内容と結果の報告、及び委員派遣承認要求書の提出につきましては委員長に一任とすることに決定しました。

これをもちまして、環境厚生常任委員会を閉会します。

~~~~~

閉会 午前11時33分

太宰府市議会委員会条例第27条により、上記のとおり環境厚生常任委員会の会議次第を書記に記録させ、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

平成20年6月30日

環境厚生常任委員会 委員長 中 林 宗 樹